

岡山農業振興地域整備計画変更等理由書

1 岡山農業振興地域整備計画書の変更理由

- 1) 生活環境の変化によるもの
- 2) 都市化の発展によるもの
- 3) 工業化の進展によるもの

以上により農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第13条第1項「経済事情の変動その他情勢の推移」により計画変更の必要が生じたため。

なお、除外理由の要件判断の①～⑥は法第13条第2項第1号から第6号に対応している。

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
北1	北区	足守	・2322-1	田	雑種地	・162㎡	露天駐車場	2023年12月に放課後デイサービスの施設(北区足守2394-1)が新たに完成し、利用保護者の駐車場が不足したので現在一時転用許可を受け露天駐車場として利用中である本申出地を今後も引き続き使用するため、本申出を行うもの。 土地の選定にあたっては、放デイ施設の向かいにあり、非常に近く利便性が高いため本申出地を利用することとした。規模については必要最小限の面積としている。 (一時転用期間: R5.1.18～R8.1.17)	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北2	北区	大井	・2083-1	畑	畑	・415㎡	露天駐車場	譲受人は現在、申出地西側2099番1、2107番2において自動車販売、スクラップ買取、鉄・非鉄金属買取等を行っている。事業拡大に伴い、現在駐車場としている部分にスクラップにするための機械を増設する必要があり、新たに駐車場が必要となったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、会社の隣接地であり非常に近く利便性が高いことから本申出を行うもの。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北3	北区	東山内 東山内 東山内 東山内 東山内	・965 ・1589 ・1612 ・1613 ・1591-1	畑 畑 田 畑 畑	山林 山林 山林 山林 原野	・538㎡ ・1104㎡ ・310㎡ ・601㎡ ・102㎡	地目変更(山林化)	申出地は、昭和60年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1
北4	北区	津寺	・943-1	山林	山林	・23㎡	地目変更(山林化)	申出地は、平成5年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林へ地目変更を行う。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1
北5	北区	高松	・630-1の一部	田	田	・626㎡の内265㎡	分家住宅 (自己専用住宅)	譲受人は現在、総社市西郡の借家に居住している。結婚を機に現住居では手狭なため本計画を行った。土地の選定にあたっては、高齢になる祖父の面倒を見れること、祖父の農業の手伝いができることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
北6	北区	平山	・674-1の一部 ・674-6 ・674-10 ・674-12	田 田 田 田	田 田 田 田	・16㎡の内11㎡ 280㎡ 2.76㎡ 5.24㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区田中の持家に夫婦2人で居住している。現住居の老朽化に伴い本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(妻)の勤務先(北区立田)に近く、通勤の利便が良いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。現住居は売却する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北7	北区	平山	・1114-6	田	畑	・33㎡	露天駐車場の敷地 拡張(是正)	譲受人は北区平山1116番1で縫製工場を営んでいる。平成の初期に譲渡人と譲受人とで話し合い北区平山1114番6と同1115番の間にブロック塀を設置した。今般敷地の境界を測量したところ申出地が隣接地平山1115番(露天駐車場)の一部となっていることが判明したためは正の申出を行うもの。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
北8	北区	和井元	・320-1の一部	田	田	・1201㎡の内300㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、総社市井手にある借家に家族3人で居住している。子供が生まれ手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(夫)の実家(北区平山)が近く、子育ての協力が得られることなどお互い協力して生活できることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。取水排水は西側水路から行う。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北9	北区	東花尻	・221-1の一部	田	田	・2679㎡の内350㎡	分家住宅 (自己専用住宅)	譲受人は現在、妻と倉敷市中帯江の官舎に居住している。現住居が手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、将来的に祖父の農地を相続し農業に従事するつもりであることから耕作の手伝いができること、お互い生活の面倒をみあうことができることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は引き続き田として利用する。	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1
北10	北区	延友	・531-3	田	畑	・165㎡	分家住宅 (自己専用住宅)	譲受人は現在、北区庭瀬の借家に家族3人で居住している。子供が生まれ手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、実家(北区庭瀬)に近く、お互い協力して生活できること、今後は2世帯で営農する予定であり父の農地に近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況				変更事由	除外の根拠となる条項	要件判断
北11	北区	平野 平野 平野	・101-1の一部 ・101-2の一部 ・101-3の一部	田 田 田	畑 畑 畑	・42㎡の内20㎡ ・309㎡の内230㎡ ・102㎡の内96㎡	分家住宅 (自己専用住宅)	譲受人は現在、北区平野の借家に家族4人で居住している。子供が生まれ手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(妻)の実家(北区平野)の隣であり、生活環境が変わらないこと、父の農業の手伝いを行うにも利便の良い場所となっていることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1
北12	北区	平野 平野 平野	・101-1の一部 ・101-2の一部 ・101-3の一部	田 田 田	畑 畑 畑	・42㎡の内40㎡ ・309㎡の内120㎡ ・102㎡の内30㎡	是正 (農家住宅)	自宅の境界確定を行った際に、宅地の一部として長年利用していた部分が農用地であり手続きができていないことが判明した。今後も引き続き宅地として利用したいため除外申出を行うもの。	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1
北13	北区	一宮 一宮	・755-1の一部 ・(755-6の一部)	田 (田)	田 (田)	・988㎡の内200㎡ ・(114㎡の内55㎡)	自己専用住宅	譲受人(父)は現在、備前市三石の市営住宅に夫婦2人で居住している。また、譲受人(娘)は南区箕島の借家に夫と娘の3人で居住している。家財道具が増え手狭になったことに加え、譲受人(父)が令和8年度末までに現住居を退去しなければなくなったことから本計画を行うもの。土地の選定にあたっては、譲受人(娘)の勤務地(北区楢津)に近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は譲渡人が畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北14	北区	首部	・483	畑	山林	・466㎡	地目変更(山林化)	申出地は、昭和60年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
北15	北区	西辛川 西辛川	・327-1の一部 ・328-1の一部	田 田	田 田	・305㎡の内105㎡ ・433㎡の内160㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区庭瀬の借家に夫婦2人で居住している。家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(夫)の勤務先(北区尾上)に近く通勤の利便が良いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北16	北区	尾上	・134-1	田	畑	・299㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、南区福田の借家に家族3人で居住している。現住居が手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人の実家(北区野殿東町)に近く、お互い協力して生活することができるため、本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北17	北区	尾上	・134-2	田	畑	・58㎡	露天駐車場	申出人は現在、北区尾上の持ち家に家族5人で居住している。尾上1764番1(263㎡)も駐車場・物置場として利用しているが、手狭でスペースが不足しているため本計画を行った。土地の選定にあたっては、自宅から近く徒歩で移動できることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北18	北区	尾上	・702-4の一部	田	田	・746㎡の内188㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区学南町三丁目の借家に2人で居住している。令和7年7月に結婚することとなり、現住居が手狭であるため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人の転職先(北区北長瀬表町)に近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
北19	北区	尾上	・702-4の一部	田	田	・746㎡の内148㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区一宮の借家に両親と3人で居住している。家財道具が増え手狭になったため、本計画を行った。土地の選定にあたっては、自身の勤務先(北区今保)に現住居より近くなること、母の勤務先(北区野殿西町)にも近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は702-7の畑と一体で利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北20	北区	尾上	・702-4の一部	田	田	・746㎡の内158㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、南区新保の借家に夫婦で居住している。出産の予定があり、現住居では手狭になることから本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の勤務先(北区久米)に近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は702-7と一体で畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北21	北区	尾上	・702-4の一部	田	田	・746㎡の内231㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区田中の借家に家族4人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の祖父母が北区一宮に居住しており、現在は遠方に住む妻の両親が様子を見に足を運んでいる。義両親に代わり妻の祖父母の面倒を見やすいことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は702-7と一体で畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北22	北区	尾上 尾上 尾上	・728-1の一部 ・728-5の一部 ・728-7の一部	田 田 田	田 田 田	・881㎡の内16㎡ ・145㎡の内77㎡ ・522㎡の内407㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区平野の持家に母と2人で居住している。母が高齢になり家族のサポートが必要となり、姉も同居し母の世話をすることとなった。現住居では手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、現住居に近く生活環境が変わらないこと、姉の勤務先(北区庭瀬)が近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。現住居はそれぞれ売却する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
北23	北区	尾上 尾上	・728-1の一部 ・728-4	田 田	田 田	・907㎡の内900㎡ ・134㎡	露天駐車場 露天資材置場	譲受人は現在、南区新保で建設業を営んでいる。本社にも資材置場を所有しているが、手狭であり、さらに事業拡大により大型重機の購入計画があることから本計画を行った。土地の選定にあたっては、工事予定のある現場(北区尾上)に近いこと、改良土の購入先、廃棄物処理を委託している会社からも近いため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北24	北区	尾上 尾上 尾上	・852-6 ・852-7 ・852-10	田 田 田	田 田 田	・27㎡ ・196㎡ ・189㎡	自己専用住宅	申出人は現在婚約中(R7.10入籍予定)であるが、北区大供本町の借家(1LDK)に同居している。家財道具も増え手狭になったことから本計画を行った。土地の選定にあたっては、申出人の実家(北区辛川市場)に近いことから、本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北25	北区	尾上 尾上 尾上	・1712-1の一部 ・1711-1の一部 ・(1712-2)	田 田 (宅地)	畑 畑 (宅地)	・618㎡の内360㎡ ・519㎡の内1㎡ ・(24㎡)	自己専用住宅	譲受人は現在、北区桑田町の借家に家族3人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(妻)の実家(北区尾上)に近く、実家の手伝い等お互いに協力して生活できることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北26	北区	尾上 尾上 尾上	・1711-1の一部 ・1712-1の一部 ・1685-1の一部	田 田 田	畑 畑 畑	・519㎡の内232㎡ ・618㎡の内266㎡ ・507㎡の内2㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、倉敷市福島の借家に家族3人で居住している。子供の成長により現住居では手狭なため本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の実家(北区尾上)に近く、お互い協力して生活できることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要					除外の理由				変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
北27	北区	尾上 尾上	・1711-1の一部 ・1685-1の一部	田 田	畑 畑	・519㎡の内200㎡ ・507㎡の内185㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区今保の借家に家族3人で居住している。現住居が手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の実家(北区吉備津)に近く、実家の手伝い等お互い協力して生活できることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北28	北区	尾上 尾上 尾上	・1711-1の一部 ・1712-1の一部 ・1685-1の一部	田 田 田	畑 畑 畑	・519㎡の内125㎡ ・507㎡の内24㎡ ・618㎡の内351㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、倉敷市松島の借家に夫婦2人で居住している。妻が妊娠しており、子供が生まれることを考慮すると現住居では手狭なため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人の実家(北区尾上)に近く、お互い協力して生活できることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北29	北区	尾上 尾上	・1732-1 ・1734-6	田 田	田 田	・426㎡ ・28㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、父所有の持ち家に両親と3人で居住しているが、今年結婚予定であり結婚を機に家を建てたいと思い本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人の実家(北区尾上)に近く、将来的には子供の面倒もみてもらえと考え本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。現住居には引き続き両親が居住する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北30	北区	楢津	・543-1	田	田	・290㎡	自己専用住宅	申出人は現在、中区藤原光町一丁目の警察官舎に居住しているが、子供が生まれ手狭になったので本計画を行った。土地の選定にあたっては、実家(北区楢津)に近く、子供の面倒を見てもらうことができるため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北31	北区	楢津 楢津 楢津	・766-2 ・774-1 ・775-1	田 田 田	田 田 田	・170㎡ ・740㎡ ・1318㎡	露天資材置場	譲受人は現在、北区一宮山崎で不動産の売買等を行っている。新たに土木建築資材、建設機械器具の販売・賃貸及び管理を開始するにあたり本計画を行った。土地の選定にあたっては、申出地は会社に非常に近く、資材の運搬・管理を行う上で非常に利便性が高いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
北32	北区	楢津	・1305-1の一部	田	田	・455㎡の内325㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区下伊福上町の借家に夫婦2人で居住している。家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(妻)の勤務先(北区一宮)に近く通勤の利便が良いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北33	北区	楢津	・1304-1の一部	田	田	・708㎡の内240㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区田中の借家に夫婦2人で居住している。建物の老朽化に伴い使い勝手が悪いため、本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の勤務先(北区一宮)に近く、通勤の利便が良いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北34	北区	芳賀 芳賀 芳賀 芳賀 芳賀	・5594 ・1967 ・1968 ・2083-1 ・1939-1	畑 田 畑 畑	山林 山林 山林 山林 山林	・593㎡ ・643㎡ ・466㎡ ・293㎡ ・158㎡	地目変更(山林化)	申出地は、昭和50年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1
北35	北区	芳賀 芳賀	・2909-1の一部 ・2912-1の一部	田 田	宅地 宅地	・33㎡の内11㎡ ・896㎡の内5㎡	地目変更 (自己専用住宅の是正)	申出地は、譲渡人の父が昭和53年頃に芳賀2910-3に住宅を建築した際に造成工事の誤りにより農用地であるが、宅地として造成されたものと思われる。今般、娘夫婦が住宅建築をするにあたり土地の調査を行ったところ、この状況が判明したため、本申出を行うもの。本申出地は従前から宅地として利用されていた部分であり、規模は妥当であり周辺農地への影響もない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
北36	北区	佐山	・1727-1の一部	田	田	・482㎡の内390㎡	分家住宅	譲受人は現在、倉敷市中庄の借家に夫婦2人で居住している。子供が生まれる予定があり、現住居では手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、将来父の農地を引継ぐ予定であり、その農地に近いこと、実家に近くお互い協力して生活ができることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地については畑及び、奥の畑(佐山1725)への農業用通路として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
北37	北区	栢谷 栢谷	・1630-1の一部 ・1630-9の一部	田 田	田 畑	・505㎡の内125㎡ ・359㎡の内98㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区北長瀬本町の借家に家族4人で居住している。現住居が手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、勤務先(北区津高)に近く通勤時間の短縮が図れることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北38	北区	栢谷 栢谷	・1630-1の一部 ・1630-9の一部	田 田	田 畑	・505㎡の内116㎡ ・359㎡の内91㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区原尾島二丁目の借家に夫婦2人で居住している。現住居では手狭であることから本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(妻)の勤務先(北区横井上)に近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北39	北区	栢谷 栢谷	・1630-1の一部 ・1630-9の一部	田 田	田 畑	・505㎡の内113㎡ ・359㎡の内94㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、倉敷市西岡の借家に家族3人で居住している。現住居が手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(夫)の勤務先(北区横井上)に近く、通勤に便利であることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北40	北区	栢谷 栢谷	・1630-1の一部 ・1630-9の一部	田 田	田 畑	・505㎡の内122㎡ ・359㎡の内84㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区福泊の借家に1人で居住している。現住居が手狭であることから本計画を行った。土地の選定にあたっては、勤務先(北区吉宗)に近く、実家(北区横井上)にも近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
北41	北区	田益 田益 田益	・1415-1の一部 ・1415-3の一部 ・1415-4の一部	田 田 田	田 田 田	・840㎡の内228㎡ ・225㎡の内197㎡ ・12㎡の内8㎡	自己専用住宅	譲受人は北区横井上の借家に2人で居住している。現在の住居では手狭になったことから本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の実家(北区横井上)に近くお互い協力しやすいことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北42	北区	田益 田益	・1444-1の一部 ・1444-3の一部	田 田	田 田	・836㎡の内214㎡ ・221㎡の内28㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区福泊の社宅に妻と2人で居住している。結婚に伴い家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の実家(北区芳賀)や叔母の家(北区津高)に近く、出産・子育ての援助を受けることができ、義両親の面倒も見られることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北43	北区	田益 田益	・1444-1の一部 ・1444-3の一部	田 田	田 田	・836㎡の内398㎡ ・221㎡の内46㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区高柳西町の借家に家族3人で居住している。出産に伴い家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の実家(北区津高台)に近いこと、かかりつけの病院(北区田益)に近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北44	北区	日吉町	・149-13	田	田	・180㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区表町三丁目の持家(2LDK)に夫と2人で居住している。家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人及び夫の勤務先(野殿西町・田中)に近く利便性の高い場所であるため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。現住居は退去し売却する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
北45	北区	日吉町 日吉町	・151-1の一部 ・151-2の一部	田 田	田 田	・946㎡の内215㎡ ・237㎡の内5㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区北長瀬本町の借家に家族3人で居住している。家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人の勤務先(北区平野・久米)に近く、家事と仕事の両立ができることから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は引き続き田として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北46	北区	日吉町 日吉町	・151-1の一部 ・151-2の一部	田 田	田 田	・946㎡の内35㎡ ・237㎡の内185㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区今六丁目の借家に夫婦2人で居住している。家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人の勤務先(北区北長瀬・大安寺南町二丁目)に近く、家事と仕事の両立ができることから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は引き続き田として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北47	北区	北長瀬本町	・464-9の一部	田	田	・992㎡の内245㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区平野の借家に家族3人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の勤務先(北区大安寺南町二丁目)に近く、通勤の利便が良いことから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は隣地譲受人が畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北48	北区	北長瀬本町	・464-9の一部	田	田	・992㎡の内500㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、倉敷市新田の持家に家族4人で居住している。勤務先に近い場所に環境を変え新たに生活したいと考え本計画を行った。現在の持家は売却処分する。土地の選定にあたっては、勤務先(北区中仙道)や妻の勤務先(北区野殿東町)に近く通勤の利便が良いことから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は譲受人が畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
北49	北区	野殿西町	・71の一部	田	田	・1919㎡の内180㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、広島市東区牛田本町六丁目の借家に家族3人で居住している。令和8年春に岡山への転勤が決まったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、転勤先(伊福町四丁目)へ近く利便性が高いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北50	北区	野殿西町	・71の一部	田	田	・1919㎡の内190㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、倉敷市笹沖の借家に家族3人で居住している。現住居は手狭であり、本計画を行った。土地の選定にあたっては、勤務先(野殿東町)が近く利便性が高いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北51	北区	野殿西町	・71の一部	田	田	・1919㎡の内195㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、南区新保の借家に家族3人で居住している。現住居は収納が少なく手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(妻)の勤務先(北区檜津)に近く、生活が便利になるため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北52	北区	野殿西町	・71の一部	田	田	・1919㎡の内195㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区津高の借家に家族3人で居住している。現住居が手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(妻)の実家(北区大安寺南二丁目)に近く、両親と協力して生活できることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
北53	北区	野殿西町	・71の一部	田	田	・1919㎡の内389㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区奥田本町の借家に家族4人で居住している。現住居が手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の実家(北区花尻みどり町)が近く、義両親と協力しやすくこれからの生活が大変便利であることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北54	北区	野殿西町	・71の一部	田	田	・1919㎡の内197㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、南区豊成の借家に夫婦2人で居住している。現住居が手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(夫)の勤務先(北区北長瀬表町)に近く生活の利便性が良いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北55	北区	野殿西町	・71の一部	田	田	・1919㎡の内197㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区土田の借家に2人で居住している。令和7年4月に入籍予定である。現住居が手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人の勤務先(北区伊島北町)に近く、これからの生活に便利であることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北56	北区	野殿西町	・71の一部	田	田	・1919㎡の内198㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区北長瀬表町三丁目の借家に夫婦2人で居住している。現住居が手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人の勤務先(北区大安寺南町一丁目)に近く、生活が便利であることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的	除外の理由			
	区	町 名	地 番	台帳	現況			変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
北57	北区	野殿西町	・71の一部	田	田	・1919㎡の内198㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区西之町の借家に家族4人で居住している。現住居が手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(妻)の勤務先(北区花尻ききょう町)に近く、生活がしやすいことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北58	北区	野殿西町	・298-11	田	雑種地	・289㎡	露天駐車場	譲受人は現在、申出地の北側で診療所を営んでいる。開院後、既存の駐車場では手狭となり、現在一時転用許可を受け利用している露天駐車場を今後も利用したいことから本申出を行うもの。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は、東側農地への進入路として残してほしいとの地元要望を受け残すもの。 (一時転用期間: R5.3.20～R8.3.19)	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北59	北区	野殿西町	・1651-1	田	田	・228㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、南区西市の借家に家族3人で居住している。現住居が手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、勤務先(北区大安寺南町二丁目)に近く生活に便利が良いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
北60	北区	矢坂本町	・2198-1の一部	田	田	・520㎡の内470㎡	自己兼用住宅 (事務所)	譲受人は現在、北区東野山町の持家に妻と子供3人の計5人で居住している。現住居の建付けが悪く住みづらいことに加え、譲受人が代表を務める建設業の会社の借地契約を更新しないこととなり、令和9年までに新たに事務所用地が必要となったことから本計画を行った。土地の選定にあたっては、現住居に近く生活環境が変わらないことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。現住居は売却予定。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
中1	中区	国府市場 国府市場	・414-10の一部 ・(414-18)	田 (宅地)	田 (宅地)	・3508㎡の内254㎡ ・(2㎡)	自己専用住宅	譲受人は現在、徳島県の借家に夫婦と子供3人の計5人で居住している。岡山への転勤が決まり、社宅では家族5人で生活するには手狭であることから本計画を行った。土地の選定にあたっては、勤務先(中区藤原)に近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は水稻を耕作する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中2	中区	国府市場	・414-10の一部	田	田	・3508㎡の内310㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区国府市場の借家に家族4人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、現住居に近く生活環境が変わらないこと、妻の勤務先(中区高屋)に近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は水稻を耕作する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中3	中区	国府市場	・414-10の一部	田	田	・3508㎡の内220㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区中井三丁目の社宅に家族3人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、現住居(中区中井)に近く生活環境が変わらないこと、妻の勤務先(中区雄町)に近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は水稻を耕作する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中4	中区	国府市場	・414-10の一部	田	田	・3508㎡の内351㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区高屋の借家に家族4人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の勤務先(中区中井)に近く、通勤の利便が良いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は水稻を耕作する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的	除外の理由			
	区	町 名	地 番	台帳	現況			変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
中5	中区	国府市場	・414-10の一部	田	田	・3508㎡の内220㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区藤崎の借家に家族3人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の勤務先(中区関)に近く、通勤の利便が良いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は水稻を耕作する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中6	中区	国府市場 国府市場 国府市場	・468-4 ・468-5 ・468-8	田 田 田	田 田 田	・60㎡ ・244㎡ ・27㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区国府市場の借家に家族3人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、実家(中区雄町)に近く、勤務先(中区赤田)にも近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中7	中区	国府市場	・543-1の一部	田	田	・2268㎡の内265㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区四御神の借家に家族3人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(妻)の実家(中区四御神)に近く、子供の世話や両親の面倒を見るなど協力して生活できることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中8	中区	国府市場	・543-1の一部	田	田	・2268㎡の内265㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区土田の借家に家族3人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(妻)の実家(中区四御神)に近く、現住居にも近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的	除外の理由			
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
中9	中区	国府市場	・578-3	田	田	・222㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区浜一丁目の借家に子供と2人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、本計画を行った。土地の選定にあたっては、勤務先(中区赤田)に近く通勤に便利であり、実家(中区国府市場)にも近いこと、子育ての協力も受けられることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中10	中区	国府市場	・664-1の一部	田	田	・929㎡の内454㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区高島新屋敷にある借家に夫婦2人で居住している。家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(妻)の実家(中区国府市場)に近く、将来両親の面倒をみれることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中11	中区	国府市場	・664-1の一部	田	田	・929㎡の内477㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区八幡の借家に夫婦2人で居住している。現住居が手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の勤務先(中区赤田)に近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中12	中区	国府市場	・896-1の一部	田	田	・1232㎡の内285㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、南区西市の借家に家族3人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため夫婦の勤務先の近くで本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の勤務先(中区中井)に近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
中13	中区	国府市場 国府市場	・926-1の一部 ・927-1の一部	田 田	田 田	・250㎡の内40㎡ ・183㎡の内135㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区国府市場の祖父の持家に妹、母、祖父母の計5人で生活しているが、実家から独立したいと考え本計画を行った。土地の選定にあたっては、実家(中区国府市場)に近く、勤務先(中区雄町)に近いことから本申出地を利用することとした。現住居は引き続き譲受人以外の4人が居住する。残地は畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中14	中区	国府市場 国府市場 国府市場	・926-1の一部 ・927-1の一部 ・928の一部	田 田 田	田 田 田	・250㎡の内60㎡ ・183㎡の内80㎡ ・181㎡の内106㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区湊の借家に家族3人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(妻)の勤務先(中区賞田)に近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中15	中区	賞田 賞田	・8-10 ・8-11	田 田	田 田	・204㎡ ・9.79㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、妻と子供の三人で北区北方二丁目の借家に居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の勤務先(中区賞田)に近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中16	中区	沖元	・529-9の一部	田	田	・3143㎡の内330㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、東区瀬戸町沖の借家に家族3人で居住している。家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(妻)の実家(中区湊)が近く、勤務先(中区江並)へも近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
中17	中区	沖元	・529-9の一部	田	田	・3143㎡の内310㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区平井三丁目の借家に家族3人で居住している。家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(妻)の実家が近く、譲受人(夫)の勤務先も近いことから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として使用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中18	中区	沖元	・529-9の一部	田	田	・3143㎡の内305㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区兼基の借家に家族3人で居住している。家財道具が増え手狭になり、今後家族も増えることから本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(夫)の実家(中区倉益)に近く、譲受人(妻)の勤務先(中区倉田)にも近いことから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中19	中区	沖元	・529-9の一部	田	田	・3143㎡の内305㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、南区万倍の借家に家族3人で居住している。家財道具が増え手狭になったことに加え、これから家族が増える予定があるので本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人の実家(東区政津)に近く、将来面倒を見やすいことから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中20	中区	沖元	・529-9の一部	田	田	・3143㎡の内325㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、東区藤井の借家に夫婦2人で居住している。これから家族が増える予定があり、本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(夫)の実家(中区平井)に近く、譲受人(夫)の勤務先(中区福泊)に近いことから本申出地を利用することとした。規模については適当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要					除外の理由			変更理由		
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
							変更事由	除外の根拠となる条項	要件判断		
中21	中区	沖元	・529-9の一部	田	田	・3143㎡の内330㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区山崎にある夫の持家に家族3人で居住している。諸事情により現住居を退去することとなり、子供の将来等を考え本計画を行った。土地の選定にあたっては、実家(中区倉益)に近く、勤務先(中区山崎)にも近いことから本申出地を利用することとした。残地は田として利用する。現住居は売却予定。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中22	中区	沖元	・529-9の一部	田	田	・3143㎡の内305㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区江崎の母の持家に譲受人、子供1人、母、妹2人の計5人で居住している。現住居は手狭であり、子供の結婚に伴い子供夫婦と同居することとなり本計画を行った。土地の選定にあたっては、実家(中区江崎)に近く、勤務先(中区倉田)にも近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。母の持家には引き続き、母と妹2人が居住する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中23	中区	倉益	・148-1	田	田	・163.60㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区庭瀬の借家に家族3人で居住している。子供が生まれ現住居が手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、姉の家(中区山崎)が近く、子育ての援助を受けられることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中24	中区	倉益	・163-2の一部	田	田	・1512㎡の内500㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区福泊の借家に夫婦2人で居住している。現在妻が妊娠しており、子供が生まれると現住居では手狭なことから本申出地を利用することとした。土地の選定にあたっては、譲受人(夫)の勤務先(中区江崎)に近いため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は譲受人が畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的	除外の理由			
	区	町 名	地 番	台帳	現況			変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
中25	中区	倉益	・163-2の一部	田	田	・1512㎡の内500㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、瀬戸内市長船町長船の借家に家族3人で居住している。現住居が手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の実家(中区湊)に近く実家の手伝いなど、お互い協力して生活できることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中26	中区	倉益	・163-2の一部	田	田	・1512㎡の内500㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、香川県の父の持ち家に家族3人で居住している。結婚に伴い実家を出ることとなり本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人の姉の住居(中区倉益)に近くお互い協力して生活ができることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。現住居には両親が引き続き居住する。残地は畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中27	中区	倉益	・223-1	田	田	・1896㎡	露天駐車場	譲受人は笠岡市に本店を置き運送業を営んでいる。事務効率化のために、売り上げの多い岡山市内で事業拡大を計画しており、支店のある中区倉田に事務所を開設準備中であるが、露天駐車場がないため、本計画を行った。土地の選定にあたっては、事務所(中区倉田)と岡山県トラクターミナルに近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中28	中区	倉益 倉益	・402-1 ・402-2	田 田	田 田	・2440㎡ ・3154㎡	露天資材置場	譲受人は中区倉益で建設業を営んでおり、順調に受注を伸ばし業務を拡大している。資機材を保管するための置場が必要であり本計画を行った。土地の選定にあたっては、既存の事務所兼資材置場から近く、作業効率も良いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
中29	中区	倉富 倉富 倉富 倉富	・247-5の一部 ・247-6の一部 ・248-7の一部 ・247-7の一部	田 田 田 田	雑種地 雑種地 雑種地 雑種地	・96㎡の内63.59㎡ ・479㎡の内441.31㎡ ・764㎡の内494.09㎡ ・404㎡の内5㎡	露天駐車場	譲受人は中区倉富で運送業を営んでいる。 従業員の増加、保育園新設に伴い駐車場が必要となり、申出地を一時転用で駐車場として利用している。会社からも近く今後も引き続き利用したいため、永久転用目的で本申出を行うもの。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。 (一時転用期間: R4.11.18～R6.11.17)	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中30	中区	倉田	・179-5	田	畑	・419㎡	分家住宅 (自己専用住宅)	譲受人は現在、東区射越の借家に2人で居住している。家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(妻)の実家(中区倉田)が近く、お互い助け合って生活できることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
中31	中区	倉田	・292-1の一部	田	田	・1521㎡の内235㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、南区新保の借家に家族3人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(妻)の勤務先(中区倉田)に近く、通勤の利便が良いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中32	中区	倉田	・292-1の一部	田	田	・1521㎡の内331㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区兼基の実家に父と2人で居住している。婚約者と娘は中区中井1丁目の借家に居住している。婚約者と娘が居住している借家に3人で住むには狭いため、本計画を行った。土地の選定にあたっては、婚約者の職場(中区倉田)に近く、通勤の利便性が良いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。実家には引き続き父が居住する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
中33	中区	倉田	・292-1の一部	田	田	・1521㎡の内756㎡	露天資材置場	譲受人は現在、北区中仙道一丁目で土木建設業を営んでいる。申出地の近くに既存の資材置場があるが、事業拡大に伴い、既存の資材置場のみでは不足しているため本計画を行った。土地の選定にあたっては、既存の資材置場(中区倉田)に近く、作業効率が良いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中34	中区	江崎 江崎 江崎 江崎 江崎 江崎 江崎 江崎	・466-1 ・462-7 ・462-8 ・465-1 ・466-13 ・(466-2) ・(466-8) ・(466-10) ・(467-4)	田 田 田 田 田 (宅地) (雑種地) (雑種地) (宅地)	畑 畑 畑 畑 畑 (宅地) (雑種地) (雑種地) (宅地)	・205㎡ ・99㎡ ・61㎡ ・72㎡ ・33㎡ ・(553.14㎡) ・(901㎡) ・(549㎡) ・(113.06㎡)	露天駐車場	譲受人は申出地の隣地で平成11年4月より一般貨物運送業を営んでいる。現在本社地内に営業用トラックが約20台、従業員の通勤車両が約20台あり手狭な状況である。加えて営業用トラック10台を駐車している南区築港栄町に賃借している駐車場も令和7年9月に返還する必要があるため本計画を行った。土地の選定にあたっては、本社の隣地であり、車両の管理を安心、安全に行う上で目の届く場所であることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中35	中区	江崎	・684-15	田	畑	・185㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区乙多見の借家に家族3人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(夫)の勤務先(中区江崎)に近く、通勤の利便が良いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中36	中区	江崎 江崎	・774-4 ・774-6	田 田	田 田	・74㎡ ・221㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、南区浜野三丁目の借家に家族3人で居住している。現住居は手狭であり、本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(夫)の勤務先(中区藤崎)に近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
中37	中区	藤崎	・291-1の一部	田	田	・1475㎡の内315㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区倉田の借家に夫婦と子供3人の計5人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、本計画を行った。土地の選定にあたっては、現住居に近く生活環境を変えずに生活できることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中38	中区	藤崎	・291-1の一部	田	田	・1475㎡の内315㎡	自己専用住宅	譲受人は南区福富中一丁目の借家に家族3人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の勤務先(中区倉田)に近く通勤の利便が良いため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
中39	中区	藤崎	・291-1の一部	田	田	・1475㎡の内315㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区江崎の譲受人(妻)の実家に夫婦、子供2人、両親の計6人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、現住居である実家にも近く、譲受人(妻)の勤務先(中区倉田)にも近いことから家事・育児がしやすいと考え本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。なお、現住居には両親が引き続き居住する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南1	南区	小串 小串	・1495 ・1561	畑 畑	山林 山林	・314㎡ ・462㎡	地目変更(山林化)	申出地は、昭和47年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1

番号	開 発 計 画 概 要					除外の理由			変更理由		
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
南2	南区	宮浦	・2712-2	田	畑	・980㎡	露天資材置場 露天駐車場	譲受人は南区宮浦で肥料の製造、運搬、販売を営んでいる。自社生産する堆肥と合わせて仕入れ・販売している商品の保管場所として広大な土地が必要である。自社工場近くに約7,500㎡の既設資材置場・駐車場を保有しているが、目標の広さ(約2.0ha)は確保できていないため本計画を行った。土地の選定にあたっては、申出地の隣接地を資材置場として利用中(一部は現在転用許可申請中)であり、作業効率も良いため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南3	南区	宮浦	・2882	田	田	・386㎡	露天駐車場	譲受人は平成27年より現所在地にて建設業を営んでいる。現在、従業員の通勤用車両及び来客用の駐車場がなく、第3者の土地に置かせてもらっている状況であり、近隣で自社駐車場を探していた。土地の選定にあたっては、自社から約30mと非常に近く便利であるため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南4	南区	浦安西町	・47-1の一部	田	田	・1050㎡の内315㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、南区福成一丁目の借家に家族3人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、勤務先(南区築港緑町)に近く、通勤の利便性が良いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南5	南区	浦安西町	・47-1の一部	田	田	・1050㎡の内235㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、福井県の持家に家族3人で居住している。譲受人(子)が転勤により岡山市南区浦安南町で働き始めたため、通勤しやすい所に家を建て生活しようと本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(子)の勤務先に近く利便が良かったため本申出地を利用することとした。現住居は住宅建築後売却する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
南6	南区	浦安西町	・47-1の一部	田	畑	・1050㎡の内330㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、南区南輝三丁目の借家に家族3人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、現住居の近くで本計画を行った。 土地の選定にあたっては、譲受人(妻)の勤務先(南区浦安本町)に近く、通勤の利便が良いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南7	南区	浦安西町	・47-1の一部	田	畑	・1050㎡の内220㎡	自己専用住宅	譲受人は、南区当新田の借家に夫と2人で居住している。また譲受人(義父)は南区中畦の持家に妻と2人で居住している。譲受人(義父)の持家の老朽化に伴い新たに2世帯で自己専用住宅の建築を計画した。土地の選定にあたっては、譲受人の夫の勤務先に近く、通勤に利便が良いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。譲受人(義父)の持家は売却処分する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南9	南区	浦安西町 浦安西町	・68-37 ・68-44	田 田	田 田	・189㎡ ・46㎡	露天資材置場(敷地 拡張)	譲受人は南区藤田に事務所を置き土木建設業を営んでいる。事業拡大に伴い、資材置場が不足していることから本計画を行った。 土地の選定にあたっては、昨年から申出地の隣接地を資材置場で使用していることから作業効率が良いため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南10	南区	浦安南町	・94-3の一部	田	畑	・1984㎡の内335㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、南区浦安南町の借家に夫婦と子供1人の3人で居住している。 現住居が手狭になったため本計画を行った。 土地の選定にあたっては、現住居から近く生活環境が変わらないこと、譲受人(妻)の勤務先(築港新町)に近いことから本申出地を利用することとした。 規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
南11	南区	浦安南町	・115-3	田	宅地	・77㎡	自己専用住宅の是正 (地目変更)	申出地は元々115番1と一体的な田であったが、昭和50年頃に115番2の宅地敷地を拡張するため本申出地を農振除外の手続きを行うことなく造成・宅地化してしまっている。今般、実際の利用者と土地所有権の整合を図るため本申出地を行うもの。 本申出地は既存の宅地部分であるため、規模は妥当であり、周辺農地への影響もない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
南12	南区	浦安南町	・131の一部	田	畑	・3538㎡の内210㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、中区原尾島二丁目の借家に家族3人で居住している。子供の成長と共に家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。 土地の選定にあたっては、譲受人の勤務先(南区築港栄町)に近いことから生活しやすい環境になると考え本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南13	南区	浦安南町	・131の一部	田	畑	・3538㎡の内210㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、南区東畦の借家に家族3人で居住している。子供の成長と共に家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。 土地の選定にあたっては、譲受人の実家(南区浦安本町)から近く、子供の面倒を見てもらったり、親の手伝いをしたり協力して生活できることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南14	南区	浦安南町	・131の一部	田	畑	・3538㎡の内300㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、南区妹尾の借家に家族3人で居住している。子供の成長と共に家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。 土地の選定にあたっては、譲受人の勤務先(南区浦安本町)に近く生活しやすい環境になると考え本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
南15	南区	浦安南町	・131の一部	田	畑	・3538㎡の内300㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、南区若葉町の店舗に1人で仮住まいしている。この度、娘と孫2人の4人で生活することとなり本計画を行った。土地の選定にあたっては、娘の勤務先(南区築港新町)に近く、生活しやすいことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。現在仮住まいの店舗は今後も店舗として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南16	南区	浦安南町 浦安南町 浦安南町 浦安南町	・131の一部 ・(132-4) ・(132-6) ・(132-7)	田 (宅地) (宅地) (宅地)	畑 (宅地) (宅地) (宅地)	・3538㎡の内230㎡ ・(47.12㎡) ・(13.01㎡) ・(0.09㎡)	自己専用住宅	譲受人は現在、倉敷市北畝一丁目の借家に1人で居住している。現住居からでは、通勤に時間がかかり苦慮していることから本計画を行った。土地の選定にあたっては、勤務先(浦安本町)に近く、生活しやすくなることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南17	南区	浦安南町	・131の一部	田	畑	・3538㎡の内300㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、南区新保の借家に妻と子供の家族3人で居住している。子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の勤務先(浦安南町)に近く、生活しやすいため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南18	南区	浦安南町 浦安南町 浦安南町	・131の一部 ・(132-3) ・(132-5)	田 (宅地) (宅地)	畑 (宅地) (宅地)	・3538㎡の内230㎡ ・(47.1㎡) ・(11.67㎡)	自己専用住宅	譲受人は現在、倉敷市笹沖の借家に1人で居住している。家財道具が増え手狭になったこと、母や祖母と同居することになったことから本計画を行った。土地の選定にあたっては、母の勤務先(浦安本町)に近く、生活しやすい環境となることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
南19	南区	浦安南町	・398の一部	田	田	・2649㎡の内202㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、東区益野町の実家に譲受人夫婦、子供2人、両親の計6人で生活している。現住居が手狭となったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(妻)の勤務先(南区浦安本町)に近く、今後の生活に便利であることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。なお、現住居には引き続き両親が居住する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南20	南区	浦安南町	・398の一部	田	田	・2649㎡の内202㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、北区平田の借家に家族3人で居住している。現住居が手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、勤務先(南区浦安本町)に近く今後の生活に便利であるため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南21	南区	浦安南町 浦安南町	・398の一部 ・404の一部	田 田	田 田	・2649㎡の内7㎡ ・1946㎡の内197㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、南区福成一丁目の借家に家族4人で居住している。現住居が手狭なことから本計画を行った。土地の選定にあたっては、勤務先(南区浦安南町)に近く、今後の生活に便利であることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南22	南区	(古新田) 古新田	(・1592-38) ・1592-39	(畑) 畑	(畑) 畑	(・35㎡) ・176㎡	露天資材置場	譲受人は現在、自宅兼事務所で引越し業務において不用品の回収及び不用品のリサイクル販売を行っている。現在間借りしている南区古新田1391-1に保管等を行っているが、業務量の増加に伴い本計画を行った。 土地の選定にあたっては、既存の資材置場に近く、作業効率が良いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
南23	南区	藤田	・353-4	田	畑	・279㎡	官公署(交番)	現在、岡山南警察署管内のうち、藤田交番、東畦駐在所、中畦駐在所、曾根駐在所の施設老朽化及び、安心安全拠点としての機能強化並びに勤務員の効率・効果的な運用を図るため、4所を1つの交番に集約する必要がある。 交番用地の条件として、管轄内の効果的なパトロール等警察活動の展開、迅速な事件事故への対処、地理指示を求める者が判りやすい場所に存在することが必要であり、藤田及び興除地区のいずれにも偏らない中心部かつ主要な幹線道路に面している必要がある。本申出地は、現藤田交番から約3.8km、現東畦駐在所から約2.8km、現中畦交番から約1.4km、現曾根駐在所から約2.5kmの場所に位置し主要地方道倉敷浦線に面し、小学校からも近いことから本申出地を選定した。 規模については標準的な交番の面積で設計しており妥当な面積としている。 周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南24	南区	藤田	・353-1の一部	田	宅地	・3863㎡の内36㎡	敷地拡張(是正)	本申出地は自宅の庭内に設置している倉庫及び車庫を管理に供している部分及び、自宅に水道水を供給する水道管を埋設している部分である。 本申出地は農用地であるが、自宅と譲渡する土地の緩衝地であり、既設の水道管が埋設しており自宅の維持管理に必要な土地であることから現況に合わせて是正を行うもの。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
南25	南区	藤田	・378-4の一部	田	田	・4167㎡の内223㎡	分家住宅	譲受人は現在、玉野市東高崎の借家に家族3人で居住している。現住居が手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、両親の面倒を看ること、両親が行っている農業の手伝いをするうえで大変便利が良いため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
南26	南区	藤田 藤田	・1042-1の一部 ・(1041-2の一部)	田 (田)	田 (田)	・4615㎡の内140㎡ ・(247㎡の内160㎡)	農家住宅	申出人は現在、南区藤田にある父の持ち家に両親、妻、子供1人の5人で居住している。家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、所有する農地への利便性が高いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は田として利用する。現住居には引き続き両親が居住する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
南28	南区	妹尾	・3892-1の一部	田	田	・838㎡の内426㎡	分家住宅 (自己専用住宅)	譲受人は現在、南区山田の父所有の持家に夫婦、両親、祖母の5人で居住している。夫婦の家財道具の増加に伴い住居スペースが手狭になった。父の農業後継、将来両親の面倒を見ることを考え、本計画を行った。 土地の選定にあたっては、父所有の農地の中で農地優先度の低い土地であり、実家に近く、必要な面積を確保できる土地を選定した。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。現住居には引き続き両親と祖母が居住する。	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1
南29	南区	箕島	・417の一部	田	田	・839㎡の内350㎡	分家住宅	譲受人は現在、南区箕島の実家に両親、夫、子供1人の5人で居住している。 子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。 土地の選定にあたっては、現住居からも近く両親と共に耕作を行うことができるため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は畑として利用する。また、現住居には両親が引き続き居住する。	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	1
南30	南区	箕島	・834-1	田	田	・214㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、南区豊成一丁目の借家で妻と2人で生活している。 家財道具が増え手狭になったため本計画を行った。 土地の選定にあたっては、譲受人の勤務先(南区箕島)に近く、利便性が高いため本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南31	南区	箕島 箕島 箕島 箕島 箕島 箕島 箕島 箕島 箕島 箕島	・853-1 ・854 ・856 ・857 ・860-1 ・861-1 ・862-1 ・864-1 ・2041-5 道、水	田 田 田 田 田 田 田 田 田 道・水	田 田 田 田 田 田 田 田 田 雑種地 道・水	・1198㎡ ・2050㎡ ・1668㎡ ・774㎡ ・912㎡ ・902㎡ ・1145㎡ ・1071㎡ ・88㎡ ・362.28㎡	特定流通業務施設	譲受人は運送業や倉庫業を営む有限会社のグループ会社である。譲受人のグループ会社は南区箕島に3箇所の物流施設を運営している(更に1箇所許認可申請中)。土地の選定にあたっては、物流施設を集中させることでグループ会社全体の運送事業業務の効率化を図れることから本申出地を利用することとした。 規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	3

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
南32	南区	箕島	・2337-1の一部	田	田	・1609㎡の内365㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、倉敷市茶屋町の借家にて家族3人で暮らしている。 現住居では手狭になったため本計画を行った。勤務先(南区箕島)に近く家事育児の両立ができることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南33	南区	箕島	・2337-1の一部	田	田	・1609㎡の内275㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、南区東畦の借家に家族3人で居住している。子供が成長し行動範囲が広がるにつれ高層階に居住することに危険を感じ本計画を行った。土地の選定にあたっては、妻の実家(南区箕島)に近く、子育ての援助も受けられることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南34	南区	箕島	・2337-1の一部	田	田	・1609㎡の内280㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、倉敷市連島二丁目の借家に妻と2人で居住している。勤務先が遠く、通勤に苦慮していることから本計画を行った。土地の選定にあたっては、勤務先(南区箕島)に近いことから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
南35	南区	箕島	・2337-1の一部	田	田	・1609㎡の内185㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、玉野市和田の社宅に家族3人で居住している。社宅に使用期限があること、子供が生まれ手狭になったことから本計画を行った。土地の選定にあたっては、子育てに協力してくれている親戚(譲受人の従妹)の家に近い本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
南36	南区	箕島	・2337-1の一部	田	田	・1609㎡の内190㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、早島町早島にある借家に家族3人で居住している。現住居が手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人(妻)の勤務先(南区箕島)に近く、家事育児と仕事の両立ができることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
東1	東区	矢井 矢井 矢井 矢井 矢井 矢井 矢井	・21-1 ・22-1の一部 ・23の一部 ・24の一部 ・19の一部 ・20 ・25の一部	田 田 田 田 田 田 田	田 田 田 田 田 田 田	・1504㎡ ・314㎡の内100㎡ ・733㎡の内220㎡ ・284㎡の内280㎡ ・717㎡の内617㎡ ・297㎡ ・304㎡の内100㎡	農産物直売所	譲受人は現在、東区城東台西三丁目に居住している。譲受人の実家は東区矢井にあり、母が居住しているが高齢のため実家の農業は全て譲受人が行っている。農業経営を行う中で、地域で収穫された農作物を運送費や中間マージン等をかけず消費者に提供したいと考え本計画を行った。土地の選定にあたっては、矢井地域で農業を行っており、生産者の顔が見え、安心して食せる農作物を高価格で買い取り、一般的な店舗よりも安く消費者に提供するために自身も農業を行っている申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画)に該当。	2
東2	東区	竹原	・1205-1の一部	田	宅地	・247㎡の内90㎡	事務所(是正)	譲受人は令和4年から東区升田にて創業し、令和5年より賃貸借契約により本申出地を本店として被服縫製業を営んでいる。本申出地は昭和63年に前所有者が県道により分断された土地の所有者と交換により取得した土地である。その際に本申出地についても許可を得ないまま周辺の土地と一緒に開発行為を行ってしまった。平成15年に果物直売所として現存する建物を設置し経営していたが、その後廃業。建物は現在譲受人に貸している。土地の調査を行ったところ、農振除外の手続きが未了であることが判明したため本申出を行うもの。本申出地は既存の建物敷地のみであり、規模は妥当であり、周辺農地への影響もない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1
東3	東区	竹原 竹原	・1205-1の一部 ・1205-2	田 田	宅地 公衆用道路	・247㎡の内157㎡ ・12㎡	露天資材置場(是正)	譲受人は平成27年に中区土田にて創業し中古車販売業を営んでいる。賃貸借契約により平成29年より本申出地で営業を行っている。本申出地は昭和63年に前所有者が県道により分断された土地の所有者と交換により取得した土地である。その際に本申出地についても許可を得ないまま周辺の土地と一緒に開発行為を行ってしまった。平成15年に果物直売所として現存する建物を設置し経営していたが、その後廃業。建物は現在譲受人に貸している。土地の調査を行ったところ、農振除外の手続きが未了であることが判明したため本申出を行うもの。本申出地は既存の建物敷地のみであり、規模は妥当であり、周辺農地への影響もない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況			変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
東4	東区	上道北方 上道北方 上道北方 上道北方	・274-1 ・275-1 ・276-1 ・277-1	田 田 田 田	田 田 田 田	・633㎡ ・1618㎡ ・1066㎡ ・1024㎡	露天駐車場	譲受人は現在、東区上道北方で工場を経営している。従業員駐車場（現在は約50台分）が不足し困っており本計画を行った。土地の選定にあたっては、工場（東区上道北方）に近いことに加え、規模も希望通りであり複数の散らばっていた駐車場を1つに集約でき効率化が図れることから本申出地を利用することとした。申し出地は、従業員駐車場60台（従業員数は約60人）、来客用駐車場5台、社用車6台、2トン車専用駐車場1台分の72台分であり妥当である。既存の駐車場は工場の隣接地は資材搬入車両及び来客用駐車場として利用する。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
東5	東区	宍甘 宍甘 宍甘 宍甘 宍甘 宍甘 宍甘 宍甘 宍甘 宍甘 宍甘	・490 ・493 ・501 ・585-59 ・585-60 ・585-61 ・585-62 ・585-63 ・752 ・890 ・1098-1	畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑	山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林 山林	・456㎡ ・147㎡ ・137㎡ ・140㎡ ・819㎡ ・131㎡ ・139㎡ ・295㎡ ・143㎡ ・225㎡ ・2154㎡	地目変更（山林化）	申出地は、昭和30年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1
東6	東区	神崎町 神崎町	・2346-1 ・2346-2	畑 畑	山林 山林	・1297㎡ ・314㎡	地目変更（山林化）	申出地は、昭和56年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1
東7	東区	政津 政津	・469-1の一部 ・469-2の一部	田 田	田 田	・2148㎡の内140㎡ ・456㎡の内340㎡	分家住宅 （自己専用住宅）	譲受人は現在、東区可知五丁目の借家に家族3人で居住している。現住居が手狭になったため本計画を行った。土地の選定にあたっては、将来的に祖父の農地を相続し農業に従事するつもりであることから耕作の手伝いができること、お互い生活の面倒をみあうことができることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。残地は引き続き田として利用する。	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十七（地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画）に該当。	1

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的	変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
不1	北区	松尾 松尾 松尾	・80-5 ・53-3 ・52-3	田 田 田	田 田 田	・136㎡ ・47㎡ ・28㎡	道路用地	市道松尾1号線ほか道路用地のため。 (法律施行規則第4条の5の二による)	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二(道路法による道路)に該当。	2
不2	東区	東平島	・565-1の一部	田	休耕田	・614㎡の内187㎡	電気通信事業法による鉄塔新設	携帯電話基地局新設のため。法律施行規則第四条の五の二十一	農振法第10条第4項該当	法律施行規則第四条の五の二十一(電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する空中線系又は中継施設)に該当。	2

岡山農業振興地域整備計画変更等理由書

1 岡山農業振興地域整備計画書の変更理由

農業振興地域の整備に関する法律（以下法という）第10条第3項に該当する土地であり計画変更の必要が生じたため。

以上により農業振興地域の整備に関する法律（以下法という）第13条第1項「経済事情の変動その他情勢の推移」により計画変更の必要が生じたため。

なお、除外理由の要件判断の①～⑥は法第13条第2項第1号から第6号に対応している。

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況			変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
編1	北区	日吉町	・16	田	田	・1326㎡	農用地への編入	事業計画中止のため、対象の土地について農用地への編入を申し出るもの。	—	—	—
編2	北区	日吉町 日吉町 日吉町	・17-3 ・17-2 ・17-1	田 田 田	田 田 田	・275㎡ ・319㎡ ・940㎡	農用地への編入	事業計画中止のため、農用地への編入を申し出るもの。	—	—	—
編3	北区	日吉町 日吉町 日吉町	・18-1 ・18-2 ・18-3	田 田 田	田 田 田	・1762㎡ ・839㎡ ・559㎡	農用地への編入	事業計画中止のため農用地への編入を申し出るもの。	—	—	—
編4	東区	檜原	・101	田	田	・436㎡	農用地への編入	令和6年2月締めで農振除外手続きを行ったが、除外の用に供さなくなったため、農用地へ編入を行うもの。	—	—	—

御津農業振興地域整備計画変更等理由書

1 御津農業振興地域整備計画書の変更理由

1)生活環境の変化によるもの

2)都市化の発展によるもの

以上により農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第13条第1項「経済事情の変動その他情勢の推移」により計画変更の必要が生じたため。

なお、除外理由の要件判断の①～⑥は法第13条第2項第1号から第6号に対応している。

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
御1	北区	御津伊田	・706-2	田	畑	・370㎡	自己専用住宅	譲受人は現在、瀬戸内市豊安の父の持家に父と2人で居住している。家財道具が増え手狭になったため、本計画を行った。土地の選定にあたっては、勤務先(北区御津矢原)に近く通勤に便利であることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。現住居へは引き続き父が居住する。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
御2	北区	御津伊田	・1306-1	畑	畑	・379㎡	露天駐車場	譲受人は北区御津伊田にて自動車・農機具部品のリサイクル業をしている会社である。業績堅調に推移しており事業用車両及び従業員の増加に伴い駐車スペースの増加が急務であることから本計画を行った。土地の選定にあたっては、譲受人の会社事務所から約80mと非常に近く、隣接地の既存駐車場と合わせて利用できることから本申出地を利用することとした。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2
御3	北区	御津紙工	・2453-1	田	山林	・991㎡	地目変更(山林化)	申出地は、平成10年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1
御4	北区	御津草生 御津草生	・490 ・625-3	田 田	山林 山林	・1878㎡ ・126㎡	地目変更(山林化)	申出地は、平成元年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1

建部農業振興地域整備計画変更等理由書

1 建部農業振興地域整備計画書の変更理由

1) 生活環境の変化によるもの

以上により農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第13条第1項「経済事情の変動その他情勢の推移」により計画変更の必要が生じたため。

なお、除外理由の要件判断の①～⑥は法第13条第2項第1号から第6号に対応している。

番号	開 発 計 画 概 要							除外の理由			変更理由
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的	変更事由	除外の根拠となる条項	要件判断	
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
建1	北区	建部町角石谷 建部町角石谷 建部町角石谷 建部町角石谷 建部町角石谷	・1261 ・1023-1 ・1016-1 ・1016-3 ・894-4	田 田 田 田 田	山林 山林 山林 山林 山林	・1366㎡ ・1436㎡ ・1228㎡ ・1120㎡ ・56㎡	地目変更(山林化)	申出地は、20年前頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1
建2	北区	建部町三明寺 建部町三明寺 建部町三明寺 建部町三明寺 建部町三明寺 建部町三明寺	・2252 ・2253 ・2255 ・2259 ・2354 ・2356-1	畑 畑 畑 畑 畑 田	山林 山林 山林 山林 山林 山林	・79㎡ ・221㎡ ・85㎡ ・446㎡ ・638㎡ ・1219㎡	地目変更(山林化)	申出地は、昭和50年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1
建3	北区	建部町大田 建部町大田 建部町大田 建部町大田	・1115 ・1116 ・1118 ・1093	田 田 田 田	山林 山林 山林 山林	・241㎡ ・112㎡ ・300㎡ ・400㎡	地目変更(山林化)	申出地は、平成7年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの。	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1
建4	北区	建部町田地子 建部町田地子 建部町田地子 建部町田地子	・1463 ・1464 ・1400 ・1465	田 田 畑 畑	山林 山林 山林 山林	・62㎡ ・79㎡ ・109㎡ ・89㎡	地目変更(山林化)	申出地は、平成20年頃から現在まで耕作されておらず、現在は山に侵食され山林となっている。農地に復旧させることは困難であり、農地として利用する意思もなく、将来的に農地として利用する予定もないため、山林への地目変更を申し出るもの	農振法第10条第3項非該当	当該土地は山林化しており、農地として再利用することは困難であるため、農用地とすることが適当ではない。	1

瀬戸農業振興地域整備計画変更等理由書

1 瀬戸農業振興地域整備計画書の変更理由

2) 都市化の発展によるもの

以上により農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第13条第1項「経済事情の変動その他情勢の推移」により計画変更の必要が生じたため。

なお、除外理由の要件判断の①～⑥は法第13条第2項第1号から第6号に対応している。

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況			変更事由	除外の根拠となる条項		要件判断
瀬1	東区	瀬戸町寺地 瀬戸町寺地 瀬戸町寺地 瀬戸町寺地	・362-1 ・362-2 ・363-1 ・363-2	田 田 畑 畑	田 田 畑 畑	・600㎡ ・90㎡ ・176㎡ ・217㎡	露天資材置場	譲受人は、東区瀬戸町瀬戸で土木建築業を営んでいる。 現在、瀬戸町肩背に資材置場の土地を賃借している。肩背の資材置場は返却してほしいと地主の意向があり、新たな資材置場が必要であることから本計画を行った。土地の選定にあたっては、会社からの距離が近いことから本申出地を利用することとした。また、事務所横の土地は業務用車両と従業員の通勤車両で資材を置く余裕はない。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	2

灘崎農業振興地域整備計画変更等理由書

1 灘崎農業振興地域整備計画書の変更理由

1) 生活環境の変化によるもの

以上により農業振興地域の整備に関する法律(以下法という)第13条第1項「経済事情の変動その他情勢の推移」により計画変更の必要が生じたため。

なお、除外理由の要件判断の①～⑥は法第13条第2項第1号から第6号に対応している。

番号	開 発 計 画 概 要						除外の理由			変更理由	
	土 地 の 所 在			地 目		面積 (㎡)	事業の目的				
	区	町 名	地 番	台帳	現況						
灘1	南区	西高崎	・98-6の一部	田	田	・1490㎡の内 180㎡	分家住宅	譲受人は現在、倉敷市平田の借家に家族3人で居住している。子供が生まれたのを機に家財道具が増え、手狭になったことから本計画を行った。土地の選定にあたっては、高齢の母の面倒を見ることが、農業を継続することから実家に隣接する本申出地を利用することとした。相続により母と姉が居住する宅地も取得しているが(建物は母所有)、こちらには引き続き母と姉が居住する。規模については妥当な面積としている。周辺農地への影響はない。	農振法第13条第2項該当	①左記の理由及び土地利用計画等から判断して、適当であると考えられる。また、他に適当な土地がないと判断される。 ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれなし。 ③農業上の効率的かつ総合的な土地利用に及ぼす影響はない。 ④効率的かつ安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれなし。 ⑤土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれなし。 ⑥該当事業なし	1